

徳島県告示第三百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和七年七月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月二十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号		路線名	区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
2 8		阿南小松島	阿南市阿瀬比町西内四二番一 地先から 六番 五地先まで	同	新	六・六〇二・〇	二〇九・三
				旧	旧	三・三二二・七	二二二・六